

○国立大学法人北見工業大学契約事務取扱規程

平成16年4月1日  
北工大達第143号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 競争参加者の資格(第5条—第7条)
- 第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準(第8条—第16条)
- 第4章 公告及び競争(第17条—第31条)
- 第5章 契約の締結(第32条—第37条)
- 第6章 監督及び検査(第38条—第42条)
- 第7章 代価の納入、支払等(第43条・第44条)
- 第8章 雑則(第45条)

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人北見工業大会計規則(平成16年北工大達第57号。以下「会計規則」という。)に基づき、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下「契約」という。)に関する基本的事項を定め、もって契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし、工事請負契約基準第32第2項、製造請負契約基準第21第2項及び物品供給契約基準第6第2項は除く。

(会計機関に関する規定の準用)

第3条 この規程において、会計機関について規定した条項は会計機関の事務を代理する者について準用する。

(契約審査委員会)

第4条 学長は、契約に関する次の各号に掲げる事項を審査するため、契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 一 会計規則第32条第1項ただし書きの規定の適用に関すること。
  - 二 その他契約に関する重要事項に関すること。
- 2 審査委員会の構成その他必要な事項は、別に定める。

## 第2章 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第5条 契約担当役は、会計規則第28条第1項に規定する契約につき競争に付するときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第6条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第7条 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者の資格について、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に関する設計並びに監理業務、測量、地質調査その他のコンサルティング業務（以下「設計・コンサルティング業務」という。）の競争参加資格に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、その他物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格（以下「統一資格」という。）を得た者を、本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- 2 契約担当役は前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、統一資格及び文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格(契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け)により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。
- 4 指名競争の参加資格者の資格については、前3項を準用するものとする。

### 第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

#### (指名基準)

第8条 契約担当役は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、指名競争に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に定める基準によるものとする。

- 一 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるとき。
- 二 特殊な工事、製造について実績がある者に行わせる必要があるとき。
- 三 特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施するとき。
- 四 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- 五 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

#### (会計規則第28条第2項第2号の規定に基づく指名競争契約)

第9条 会計規則第28条第2項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の一に該当する場合とする。

- 一 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- 三 契約上の義務違反があった場合に本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

#### (会計規則第28条第2項第3号の規定に基づく指名競争契約)

第10条 会計規則第28条第2項第3号に規定する別に定める基準額は、1,000万円とする。

#### (会計規則第29条第1項第1号の規定に基づく随意契約)

第11条 会計規則第29条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないとときは、次の一に該当する場合とする。

- 一 本学の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管をさせるとき。
- 三 外国で契約するとき。
- 四 官公署、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人及び公益法人と契約を締結するとき。
- 五 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(会計規則第29条第1項第2号の規定に基づく随意契約)

第12条 会計規則第29条第1項第2号に規定する緊急の必要により、競争に付することができないときは、次の一に該当する場合とする。

- 一 契約担当役が緊急の必要があると認めたとき。

(会計規則第29条第1項第3号の規定に基づく随意契約)

第13条 会計規則第29条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
- 三 買入れを必要とする物件が多量にあって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

(会計規則第29条第1項第4号の規定に基づく随意契約)

第14条 会計規則第29条第1項第4号に規定する別に定める基準額は、500万円とする。

(会計規則第29条第1項第5号の規定に基づく随意契約)

第15条 会計規則第29条第1項第5号で規定する落札者が契約を結ばないときは、契約担当役はその落札金額の制限内で随意契約によることができる。

- 2 会計規則第29条第1項第5号に基づき随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 3 この場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

## 第4章 公告及び競争

### (入札の公告等)

第16条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争入札執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

### (入札保証金の納付の免除)

第17条 契約担当役は、会計規則第34条第1項ただし書きの規定により次に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- 二 第7条の資格を有する者による競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (入札保証金の処理)

第18条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、契約担当役は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

### (入札保証金に代わる担保)

第19条 会計規則第34条第2項に規定する入札保証金の納付に代えることができる担保は、次のとおりとする。

- 一 国債
- 二 地方債

- 三 政府の保証のある債券
- 四 小切手(契約担当役が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)
- 五 郵便為替証書
- 六 郵便振替の支払証書
- 七 その他契約担当役が确实と認める債権

(予定価格の作成及び決定方法)

第20条 契約担当役は、競争入札に付する事項に関し、会計規則第31条による予定価格を作成するときは、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。

- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(随意契約による予定価格等)

第21条 契約担当役は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条(第2項を除く。)に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

(見積書の徴取)

第22条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴取しなければならない。

- 2 前項のうち、予定価格が100万円を超えると見込まれる場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

(入札の執行)

第23条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を提出させなければならない。

- 一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
  - 二 入札金額
  - 三 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
  - 四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
  - 3 契約担当役は、代理人が入札をするときは、あらかじめ、競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。
  - 4 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封筒に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(競争入札の延期又は廃止等)

第24条 契約担当役は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第25条 契約担当役は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

- 2 契約担当役は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

(開札)

第26条 契約担当役は、公告及び通知に示した競争入札の執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効等)

第27条 契約担当役は、第17条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(再度入札)

第28条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第29条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第30条 会計規則第32条第1項ただし書きに規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としなければならないものとする。

一 工事の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額を下廻る入札価格であった場合

二 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合

三 その他請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合

四 工事又は製造その他の請負契約で前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

3 契約担当役は、前項の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

一 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事又は製造その他の請負の入札時の価格より低廉なこと

二 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者が他の工事又は製造その他の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること

三 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつてこれらの製造を同時



に施行することができること

四 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること

五 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済みであって、当該工事に係る器材を転用することができること

六 前各号に掲げるもののほか、契約担当役が認める特別な理由があること

4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

5 契約担当役は、第3項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不適當であると判断した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

## 第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第31条 契約担当役は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方と決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第32条 会計規則第33条に規定するその他必要な事項は、次に掲げる事項とする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、この限りでない。

一 契約履行の場所

二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

五 危険負担

六 かし担保責任

七 契約に関する紛争の解決方法

八 その他必要な事項

(契約書の省略)

第33条 会計規則第33条ただし書きの規定により契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる事項とする。

一 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で契約金額が300万円を超えない契約をする場合

- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- 四 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

(請書等の徴収)

第34条 契約担当役は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合において、予定価格が100万円を超える物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第35条 契約担当役は、会計規則第34条第1項ただし書きの規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。
- 三 第7条に規定する資格を有する者による一般競争に付し、若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金に代わる担保)

第36条 会計規則第34条第2項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第20条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

- 2 前項に規定する担保に加え、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証契約をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(再委託の制限)

第37条 契約担当役は、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合(予定価格が100万円を超えないものを除く。以下「委託契約」という。)には委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

- 2 契約担当役は、委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の一部を第三者に委託する場合(以下「再委託」という。)には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させなければならない。

- 3 契約担当役は前項の再委託に関する書面が提出された場合には、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。
  - 一 再委託を行う合理的理由
  - 二 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
  - 三 その他必要と認められる事項
- 4 契約担当役は、第2項の再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、審査及び承認を行うものとする。
- 5 契約担当役は、第3項又は前項の審査結果については、審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。
- 6 契約担当役は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- 7 契約担当役は、委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(契約に係る情報の公表)

- 第38条 契約担当役は、支出の原因となる契約を締結した場合（第11条第1号の規定に基づき本学の行為を秘密にする必要があり随意契約を締結した場合を除く。）には、その契約について次の各号に掲げる内容を本学のホームページ上で公表しなければならない。
- 一 工事（設計・コンサルティング業務を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
  - 二 契約担当役等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
  - 三 契約を締結した日
  - 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
  - 六 契約金額
  - 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の業務に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
  - 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
  - 九 随意契約によることとした具体的かつ詳細な理由（企画競争又は公募手続を行った場合にはその旨）
  - 十 随意契約を締結した場合は、契約の相手方に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

- 2 前項の公表は、工事契約については予定価格が250万円を超える契約を、設計・コンサルティング業務契約については予定価格が100万円を超える契約を、その他の契約については予定価格が500万円を超える契約を対象とする。
- 3 第1項の公表は、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

## 第6章 監督及び検査

### (監督の方法)

- 第39条 会計規則第35条第1項に規定する監督は、契約担当役が、自ら又は補助者若しくは委託を受けた職員(以下「監督職員」という。)に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。
- 2 監督職員は、契約担当役と緊密に連絡するとともに、契約担当役の要求に基づき、又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

### (検査の方法)

- 第40条 会計規則第35条第2項に規定する検査は、契約担当役が自ら又は補助者若しくは委託を受けた職員(以下「検査職員」という。)に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行なうものとする。

### (契約担当役及びその補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合)

- 第41条 会計規則第36条に規定する監督及び検査を委託して行わせる場合には、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合とする。
- 2 契約担当役は、前項の定めるところにより監督職員又は検査職員を任命したときは、監督又は検査の事務の範囲を通知しなければならない。

### (検査調書の作成)

- 第42条 契約担当役又は検査を命じられた補助者及び補助者以外の職員並びに検査を委託された者は、検査を完了した場合には、契約金額が300万円を超えない契約を除くほか検査調書を作成しなければならない。

### (監督の職務と検査の職務の兼職の禁止)

- 第43条 契約担当役から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。
- 一 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合

- 二 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- 三 その他契約担当役が必要と認めた場合

#### 第7章 代価の納入、支払等

##### (代価の納入)

第44条 契約担当役は、物件の売却、貸付、その他収入の原因となる契約の場合において、徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、取引上特に必要と認められるときは、相当の期間を定め分割納入させることを約定することができる。

- 2 契約担当役は、契約の性質上、前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

##### (代価の支払)

第45条 契約担当役は、支出の原因となる契約の場合において、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日から45日以内に支払うことを約定しなければならない。

#### 第8章 雑則

##### (雑則)

第46条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則(平成16年北工大達第143号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成18年北工大達第51号)

- 1 この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 第16条に規定する随意契約の締結状況の公表において、平成18年4月1日からこの規程の施行日までに締結した随意契約に係る公表については、同条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行日から起算して45日以内に行うものとする。

##### 附 則(平成20年北工大達第18号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。